【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年６月14日
【会社名】	阪急阪神ホールディングス株式会社
【英訳名】	Hankyu Hanshin Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　杉山　健博
【本店の所在の場所】	大阪府池田市栄町１番１号 大阪市北区芝田一丁目16番１号（本社事務所）
【電話番号】	06（6373）5154
【事務連絡者氏名】	グループ経営企画室　経理部長　　上戸　健司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目５番２号 東宝ツインタワービル内 阪急阪神ホールディングス株式会社　人事総務室　東京統括部
【電話番号】	03（3503）1568
【事務連絡者氏名】	人事総務室　東京統括部長　　佐分　孝
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成27年６月17日
【発行登録書の効力発生日】	平成27年６月25日
【発行登録書の有効期限】	平成29年６月24日
【発行登録番号】	27－関東79
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 ０円（注）１ 640,000,000円（注）２
【発行可能額】	０円（注）１ 640,000,000円（注）２ （注）１　新株予約権証券の発行価額の総額です。 ２　新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成29年６月14日（提出日）です。
【提出理由】	(1) 当社は臨時報告書を平成29年６月14日に関東財務局長へ提出しました。これにより、当該書類を平成27年６月17日付で提出した発行登録書の参照書類とします。 (2) 当社は、平成29年６月13日開催の第179回取締役会において、平成27年６月16日開催の当社第177回定時株主総会の決議により継続しております「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」に基づき設置している独立委員会の委員２名の選任を決議致しました。これに伴い、「第一部　証券情報」の一部について、記載事項に訂正を要するため提出します。

【縦覧に供する場所】

※阪急阪神ホールディングス株式会社本社事務所
（大阪市北区芝田一丁目16番１号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町２番１号）
（注）　※印は法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため任意に設定したものです。

【訂正内容】

(1) 臨時報告書の提出による参考書類の変更は、表紙の「提出理由」に記載のとおりです。

(2) 「第一部　証券情報」にかかる訂正内容は、以下のとおりです。

訂正箇所は＿＿＿を付して表示しております。

（訂正前）

第一部【証券情報】

第3【その他の記載事項】

（中略）

1. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

（中略）

(d) 独立委員会の利用等

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、当社の社外取締役若しくは社外監査役又は社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。本プランの更新に際して、独立委員会の委員には、当社社外監査役から土肥孝治氏が、また、社外の有識者として河本一郎氏及び新原芳明氏が、それぞれ就任しました。

（中略）

3. 本プランの高度な合理性

(1) 本プランが当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであること

（中略）

(2) 本プランが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

(a) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

（中略）

(c) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの更新にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主のために本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、引き続き独立委員会により行われることとしました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役若しくは社外監査役又は社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます（上記1. (1)「本プランの概要」で記載したとおり、本プランの更新に際して、独立委員会の委員には、土肥孝治氏、河本一郎氏及び新原芳明氏の3名が就任しました。）。

（訂正後）

第一部【証券情報】

第3【その他の記載事項】

（中略）

1. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

（中略）

(d) 独立委員会の利用等

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、当社の社外取締役若しくは社外監査役又は社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。本プランの更新に際して、独立委員会の委員には、当社社外監査役から小見山道有氏が、また、社外の有識者として森詳介氏及び新原芳明氏が、それぞれ就任しました。

（中略）

3. 本プランの高度な合理性

(1) 本プランが当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであること

（中略）

(2) 本プランが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

(a) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

（中略）

(c) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの更新にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主のために本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、引き続き独立委員会により行われることとしました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役若しくは社外監査役又は社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます（上記1. (1)「本プランの概要」で記載したとおり、本プランの更新に際して、独立委員会の委員には、小見山道有氏、森詳介氏及び新原芳明氏の3名が就任しました。）。